

介護サービス指定市町村 事務受託法人事業

平成21年5月から介護保険法第24条の2に基づく「指定市町村事務受託法人」
として、区市町村が同法第23条の規定に基づき実施する照会等事務の一部を受託し
て行い、**区市町村の支援**を行っています。

I 事業の概要

保険者である区市町村が **実地指導** を行う際に、区市町村とともに介護サービス事業所へ赴き、居宅サービス計画や介護計画等が基準に基づき適正に作成されているか、必要な手続きや実務が行われているかなどを、**書類の点検やヒアリング** を通じて確認し、事業者やその従業者に対する **指導・助言の援助** を行います。

※ 介護保険法第23条において、区市町村は保険給付に関して必要があると認めるときは居宅サービス等を行う者等に対して文書の提出等を求め、職員による質問・照会を行うことができますとされています。この業務の一部を指定市町村事務受託法人である当財団が受託し、区市町村の負担を軽減しています。

※ 実地指導対象事業所の選定、実地指導実施通知、実地指導結果通知、実地指導結果に基づく改善報告書の受理等、行政行為は受託できません。

受託対象

9サービス

居宅系	施設系
居宅介護支援、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防を含む）、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）、福祉用具貸与・併設の特定福祉用具販売（介護予防を含む）	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

受託業務

サービス提供に係る書類の確認等

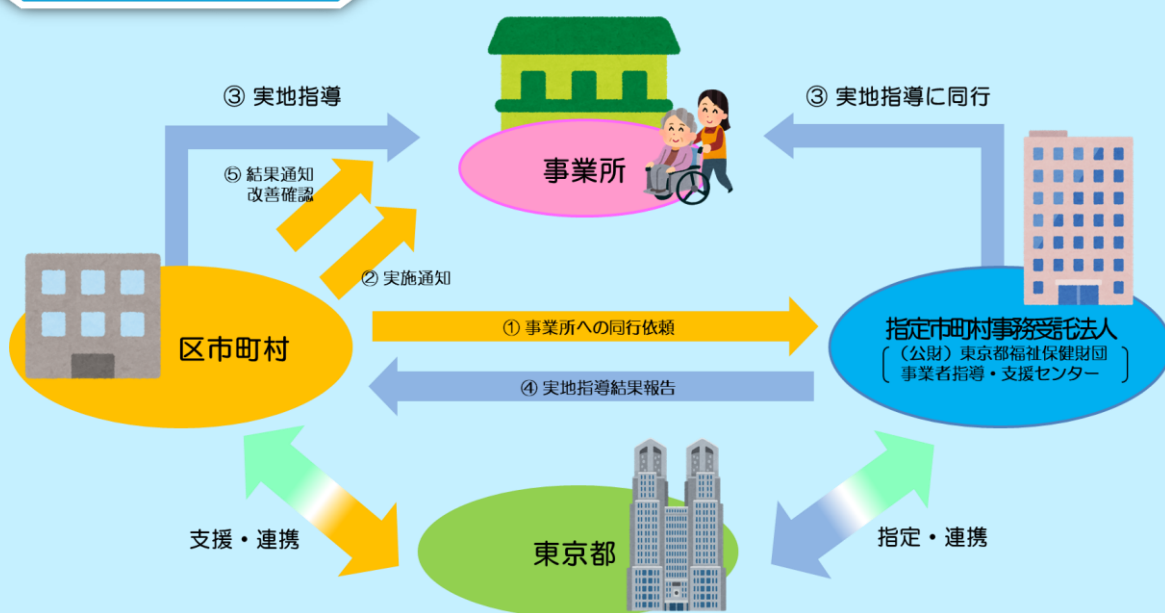


2 当財団が実施する事務受託法人の特色

実地指導は介護保険制度における制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目的として行われています。

当財団では、事業開始時より実地指導の調査員にケアマネ資格者を配置することで、ケアマネの知識や実務経験を活かした **専門性の高い事務を提供** することで、区市町村を支援するとともに、実地指導先の事業所職員に対しても **現場経験を踏まえたアドバイス** を行い、**サービスの質の向上にも貢献** することを目指しています。

3 受託スキーム



問 合せ 先



公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 介護事業者指定室 実地指導担当（介護）

電話：03-6302-0378